

特別養護老人ホーム長寿苑利用契約書

第1章 総 則

- 第1条 (契約の目的)
- 第2条 (施設サービス計画の決定・変更)
- 第3条 (介護保険給付対象サービス)
- 第4条 (介護保険給付対象外のサービス)
- 第5条 (利用者等への説明)
- 第6条 (運営規程の遵守)

第2章 料 金

- 第7条 (サービス利用料金の支払い)
- 第8条 (利用料金の変更)

第3章 事業者の義務等

- 第9条 (事業者及びサービス従事者の義務)
- 第10条 (守秘義務等)

第4章 代理人及び利用者の義務

- 第11条 (利用者の施設利用上の注意義務等)
- 第12条 (利用者の禁止行為)

第5章 損害賠償 (事業者の義務違反)

- 第13条 (損害賠償責任)
- 第14条 (損害賠償がなされない場合)
- 第15条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第6章 契約の終了

- 第16条 (契約の終了事由)
- 第17条 (代理人からの中途解約等)
- 第18条 (代理人からの契約解除)
- 第19条 (事業者からの契約解除)
- 第20条 (契約の終了に伴う援助)
- 第21条 (代理人の入院に係る取り扱い)
- 第22条 (居室の明け渡し—精算—)
- 第23条 (残置物の引取等)
- 第24条 (連帯保証人)
- 第25条 (一時外泊)

第7章 その他

- 第26条 (苦情処理)
- 第27条 (協議事項)

(以下「代理人」という。)と社会福祉法人長寿の郷(以下「事業者」という。)は、(以下「利用者」という。)が特別養護老人ホーム長寿苑(以下「施設」という。)における居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護福祉施設サービスを受け、代理人がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第1章 総 則

(契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対しその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第3条及び第4条に定める介護老人福祉施設サービスを提供します。

2 事業者が、利用者に対して実施する介護福祉施設サービスの内容は、ケアプランに基づき行います。

3 利用者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

(施設サービス計画の決定・変更)

第2条 事業者は、介護支援専門員に第1条第2項に定める施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 施設サービス計画は、計画担当介護支援専門員が施設サービス計画について、代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3 事業者は、原則として6ヶ月に1回、もしくは代理人の要請に応じて、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査させ、その結果、施設サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、代理人と協議して、施設サービス計画を変更するものとします。

4 事業者は、施設サービス計画を変更した場合には、代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

(介護保険給付対象サービス)

第3条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、施設において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

(介護保険給付対象外のサービス)

第4条 事業者は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

- (1) 食事の提供
- (2) 居住の提供
- (3) 特別な居室の提供
- (4) 特別な食事の提供
- (5) 利用者に対する理美容サービス。
- (6) 別に定めるところに従って行う利用者からの貴重品の管理。
- (7) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事。
- (8) 事業者が提供する以外の物品あるいは食品等

2 前項の他、事業者は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は代理人が負担するものとします。

4 第1項の費用の額は「重要事項説明書」に記載した通りです

5 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

(利用者等への説明)

第5条 事業者は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2 代理人は、本契約に基づいて施設から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

(運営規程の遵守)

第6条 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、代理人ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、代理人に対して事前に説明することとします。

3 代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第2章 料 金

(サービス利用料金の支払い)

第7条 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

2 利用者は、要介護に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割に居住費、食費を加えた額）を事業者を支払うものとします。但し、代理人がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3 第4条に定めるサービスについては、代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

4 前項の他、代理人の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者を支払うものとします。

5 前4項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、代理人はこれを翌月指定日までに施設が指定する方法で支払うものとします。

6 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

(利用料金の変更)

第8条 前条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、代理人に対して、変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3 代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第3章 事業者の義務等

(事業者及びサービス従業者の義務)

- 第9条 事業者及びサービス従業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
 - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
 - 4 事業者及びサービス従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
 - 5 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。
 - 6 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、代理人に報告するとともに、要介護認定の更新等により、利用者の要介護度が変更された場合には、速やかに代理人に通知することとします。
 - 7 事業者は、利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、代理人もしくは利用者の請求に応じて、これを閲覧出来ることとします。

(守秘義務等)

- 第10条 事業者、サービス従業者または従業員は、指定介護老人福祉施設サービスを提供するうえで知り得た利用者又は代理人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- 2 事業者は、その従業者が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
 - 4 利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、事業者が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。また、第20条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、利用者に関する情報を用いることについても同意するものとします。

第4章 代理人及び利用者の義務

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第11条 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2 代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 代理人は、利用者が施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、代理人と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

(利用者の禁止行為)

第12条 利用者は、施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

(1) 決められた場所以外での喫煙。

(2) サービス従事者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。

(3) その他決められた以外の物の持ち込み。

第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

(損害賠償責任)

第13条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により代理人又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、代理人又は利用者に落ち度が認められる場合や利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減じることができるものとします。

(損害賠償がなされない場合)

第 14 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます（ただし、以下の各号はあくまで例示になります）。

- (1) 代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (2) 代理人が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- (4) 代理人及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 15 条 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2 前項の場合に、事業者は、代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。その際、1ヶ月に満たない期間のサービス利用料金の支払いについては、第7条第6項の規定を準用します。

第6章 契約の終了

（契約の終了事由）

第 16 条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合。
- (5) 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場

合。

(6) 第17条から第19条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

(代理人からの中途解約等)

第17条 代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、代理人は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

2 代理人は、第6条第3項、第8条第3項の場合及び利用者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

3 代理人が第1項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業者は代理人の解約の意思を確認するものとします。

4 前項において、代理人が解約の意思を表明した場合、その意志を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

5 第7条第6項の規定は、本条に準用されます。

(代理人からの契約解除)

第18条 代理人は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

(1) 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定介護老人福祉施設サービスを実施しない場合。

(2) 事業者もしくはサービス従事者が第10条に定める守秘義務に違反した場合

(3) 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により代理人及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(事業者からの契約解除)

第19条 事業者は、代理人又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

(1) 代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(2) 代理人による、第7条第1項から第4項に定めるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合。

- (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
 - (4) 利用者が連続して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。
 - (5) 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設等に入院した場合。
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額代理人の負担とします。

(契約の終了に伴う援助)

第 20 条 本契約が終了し、利用者が施設を退所する場合には、前条の場合を除き、代理人の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を代理人に対して速やかに行うものとします。

- (1) 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介。
 - (2) 居宅介護支援事業者の紹介。
 - (3) その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介。
- 2 前条の規定により契約が解除され、利用者が施設を退所する場合には、代理人の希望により、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な前項第1号から第3号に定める援助を代理人に対して速やかに行うよう努めるものとします。

(利用者の入院に係る取り扱い)

第 21 条 利用者が病院又は診療所に入院した場合、7日以内に退院すれば、退院後も再び施設に入所できるものとします。

- 2 前項における入院期間中において、代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。
- 3 第19条第4号による事業者からの契約の解除があった場合であっても、利用者が入院後概ね3か月以内に退院すれば、退院後も再び施設に優先的に入所できるよう努めるものとします。また、施設が満室の場合でも、短期入所生活介護等を優先的に利用できるよう努めるものとします。

(居室の明け渡し—精算—)

- 第 22 条 第 1 6 条により本契約が終了する場合において、代理人は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 1 1 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行した上で、利用者の居室を明け渡すものとします。
- 2 代理人は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金（重要事項説明書に定める）を事業者に対し支払うものとします。
 - 3 代理人が、第 2 0 条第 1 項に定める援助を希望する場合には、援助が完了するまで利用者の居室を明け渡す義務及び前項の料金支払い義務を負いません。
 - 4 第 1 項の場合に、1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については第 7 条第 6 項を準用します。

(残置物の引取等)

- 第 23 条 事業者は、本契約が終了した後、利用者の残置物（高価品を除く）がある場合には、代理人にその旨連絡するものとします。
- 2 代理人は、前項の連絡を受けた後 2 週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、代理人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。
 - 3 事業者は、前項但書の場合を除いて、代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を代理人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は代理人の負担とします。

(連帯保証人)

- 第 24 条 代理人は、利用者の本契約に起因する債務に関する連帯保証人としての義務を負うものとします。
- 2 代理人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - 3 前項の代理人の負担は、極度額 5 0 万円を限度とします。
 - 4 代理人が負担する債務の元本は、利用者又は代理人が死亡したときに、確定するものとします。
 - 5 代理人の請求があったときは、事業者は、代理人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

(一時外泊)

第 25 条 利用者は、事業者の同意を得た上で、概ね 1 週間以内の期間で、施設外で宿泊することができるものとします。この場合、代理人は宿泊開始日の 2 日前までに事業者に届け出るものとします。

2 前項に定める宿泊期間中において、代理人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者に支払うものとします。

第 7 章 そ の 他

(苦情処理)

第 26 条 事業者は、その提供したサービスに関する代理人又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第 27 条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は代理人と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するためするため、本書 2 通を作成し、契約者及び事業者の双方が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者 住 所 香川県観音寺市木之郷町 499 番地 62
事業者名 社会福祉法人 長寿の郷
理事長 佐々木 美紀 印

契約者 住所
氏名 印

代理人 住 所
氏 名 印